

平成十七年政令第五十五号

市町村の合併の特例に関する法律施行令

内閣は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

- 第一章 合併協議会設置の請求（第一条—第三十六条）
- 第二章 地方自治法の特例等（第三十七条—第三十九条）
- 第三章 合併特例区（第四十条—第五十条）
- 第四章 補則（第五十一条—第五十四条）

- 附則
- 第一章 合併協議会設置の請求

- （代表者証明書の交付等）

第一条

市町村の合併の特例に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表者（以下「請求代表者」という。）は、合併対象市町村の名称及び請求の内容その他必要な事項を記載した書面（以下「合併協議会設置請求書」といふ。）を添えて、その者の属する市町村の長に対し、請求代表者であることを証明する書面（以下「代表者証明書」という。）の交付を文書で申請しなければならない。

前項の規定による申請があつたときは、当該市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、その者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

代表者証明書の交付を受けた請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第六項第六号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちに、当該市町村の長に届け出て、当該代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならぬ。

市町村の選挙管理委員会は、代表者証明書の交付を受けた請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちに、当該市町村の長に通知しなければならない。

当該市町村の長は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合は、直ちにその旨を告示しなければならない。

（署名の収集の方針等）

第二条

請求代表者は、署名簿（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）における請求にあつては、区（総合区を含む。以下同じ。）ごとに作成したもの）に合併協議会設置請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、法第四条第一項に規定する選挙権を有する者（次項及び第四条第一項において「選挙権を有する者」といふ。）に対し、署名（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）を求めなければならない。

請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、前項の署名簿に署名（指定都市における請求にあつては、委任を受けた者の属する区の選挙権を有する者について同項の署名簿に署名）を求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、合併協議会設置請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに署名を求めるための請求代表者の委任状（以下「署名収集委任状」という。）を付した署名簿を用いなければならない。

前二項の規定による署名は、前条第一項の規定による告示があつた日から一月以内でなければならぬ。

前二項の規定による署名は、前条第一項の規定による告示があつた日から三十一日以内とする。

法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項に規定する期間とする。

（署名簿の仮提出）

請求代表者は、指定都市における請求につき当該請求に係る区域の一部について前条第三項ただし書の規定の適用がある場合には、署名簿が作成される区域ごとに同項に規定する期間が満了する日の翌日から五日を経過する日までに、当該区域に係る署名簿を区の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りでない。

前項の規定により仮提出された署名簿については、請求代表者が次条第一項の規定により署名簿を提出すべき日までに同項の規定による提出をする旨を申し出たときは、その申出があつたことをもつて同項の規定による提出があつたものとみなす。

（署名簿の提出及び審査等）

第四条

請求代表者は、署名簿に署名をした者の数が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数になつたときは、第二条第三項に規定する期間が満了する日（指定都市における請求につき当該請求に係る区域の一部について同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日）の翌日から五日を経過する日までに、署名簿（署名簿が二冊以上に分かれているときは、これを一括したもの）を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

第五条

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受け、署名簿の署名の有効無効を決定する場合において、同一人による二以上の有効であると認められる署名があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、署名審査録（署名の効力の決定に關し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名（以下「無効署名」という。）についての決定の次第その他必要な事項を記載したもの）を作成し、署名簿の署名の効力が確定するまでの間、これを保存しなければならない。

第六条

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による仮提出が同項に規定する期間の経過後にされたものであるとき、又は第一項の規定による提出が同項に規定する期間の経過後にされたものであるときは、当該仮提出又は提出を却下しなければならない。

（署名の取消し）

第七条

署名簿に署名をした者は、請求代表者が前条第一項の規定により署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名簿の署名を取り消すことができる。（署名をした者の総数等の告示）

市町村の選挙管理委員会は、法第四条第一項の規定による請求をする者（以下「請求者」という。）の署名について、法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条の二第一項の規定による証明が終了したときは、直ちに、署名簿に署名をした者の総数及び有効と決定した署名（以下「有効署名」という。）の総数を告示しなければならない。（署名の証明の修正に関する記載）

市町村の選挙管理委員会は、請求者の署名について法第五条第三十項において準用する地

方自治法第七十四条の二第六項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨及びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。（署名簿の返付をする場合の署名簿への記載）

第八条

市町村の選挙管理委員会は、請求者の署名について法第五条第三十項において準用する地

方自治法第七十四条の二第六項の規定により署名簿を請求代表者に返付する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならぬ。

<p>一項 第六条第 選挙が 市町村</p>	<p>衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理委員会が管理し、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙については市町村</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項の規定による同条第二項に規定する合併協議会設置協議（以下「合併協議会設置協議」という。）についての投票（以下「合併協議会設置協議についての投票」といふ。）に関する事務</p>
<p>第一項 第六条第 選挙が 市町村</p>	<p>表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>選挙に関する事務</p>
<p>第一項 第六条第 選挙が 市町村</p>	<p>表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第五条 第二十条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第一項 第六条第 選挙が 市町村</p>	<p>（公職選挙法を準用する場合の読み替え）</p>	<p>（公職選挙法を準用する場合の読み替え）</p>

第一項 第八十条 選挙の期日以後	選挙会又は選舉分会 各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むもの）をいう。第三項において同じ。）	選挙会 賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	選挙長	当該期日以後	
第二項 第八十一条 各公職の候補者の得票総数	書類（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては第十八条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同条第四項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類、参議院合同選挙区選挙にあつては同条第五項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類）	書類	選挙会 賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	選挙長	
第三項 第八十二条 各公職の候補者の得票総数	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙会に関するものについては中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙会に関するものについては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会	選挙会 賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	選挙長	
第四項 第八十三条 当該選挙にかかる議員又は長の任期間	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	市町村の選挙管理委員会	選挙会 賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	選挙長	
第五項 第八十四条 当該選挙にかかる議員又は長の任期間	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	市町村の選挙管理委員会	選挙会 賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	選挙長	
第六項 第八十五条 当該選挙にかかる議員又は長の任期間	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	市町村の選挙管理委員会	選挙会 賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	選挙長	
第七項 第八十六条 当該選挙にかかる議員又は長の任期間	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	市町村の選挙管理委員会	選挙会 賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	選挙長	
第八項 第八十七条 当該選挙にかかる議員又は長の任期間	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	市町村の選挙管理委員会	選挙会 賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	選挙長	

第六十六条 及び第一百 四条の六	第五条第一項 第一百七十 一条	各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。）の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党的名称。以下この条において同じ。）の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別）の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙）	投票運動	投票運動	合併協議会設置協議についての内容	
理委員会）	選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）	投票運動	投票運動	合併協議会設置協議についての内容	投票の当日、	合併協議会設置協議についての内容
当該選挙に関する事務を管理する参議院管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）	選挙運動の	投票運動	投票運動	合併協議会設置協議についての内容	投票の当日、	合併協議会設置協議についての内容

第二百二十二条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙		第二百二十三条 合併協議会設置協議についての 投票実施請求代表者		第二百二十四条 その合併協議会設置協議について の投票		第二百二十五条 合併協議会設置協議についての 投票	
第二百二十六条 その選挙		第二百二十七条 公職の候補者		第二百二十八条 当該選挙の		第二百二十五条 公職の候補者	
第二百三十条 当該選挙に関する事務を管理する		第二百三十四条 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙		第二百三十五条 当選		第二百三十六条 合併協議会設置協議についての 投票	
項 目 六 条 第 二 百 十 、 第 二 十七 条	第三十条第三項	公職選挙法	及び第四十四条	、 第 二 十七 条	から第二十七条まで	市町村の 合併協議会設置協議についての 投票における賛否の結果	投票における賛否の結果
項 目 六 条 第 二 百 十 、 第 二 十七 条	第三十条第三項	市町村の合併の特例に関する法 律(平成十六年法律第五十九号) 第五条第三十二項において 準用する公職選挙法(昭和二十 五年法律第一百号)	第二十五条第七項中「とき、又 は審理員から第四十条に規定す る執行停止をすべき旨の意見書 が提出されたとき」とあるのは 「とき」と、同法第三十条第三	四 条	、 第 二 十五 条 第七 項 及 び 第 四 十 四 条	から第二十七条まで	から第二十七条まで
項 目 六 条 第 二 百 十 、 第 二 十七 条	第三十条第三項	公職選挙法	及び第四十四条	、 第 二 十七 条	から第二十七条まで	市町村の 合併協議会設置協議についての 投票における賛否の結果	投票における賛否の結果
項 目 六 条 第 二 百 十 、 第 二 十七 条	第三十条第三項	市町村の合併の特例に関する法 律(平成十六年法律第五十九号) 第五条第三十二項において 準用する公職選挙法(昭和二十 五年法律第一百号)	第二十五条第七項中「とき、又 は審理員から第四十条に規定す る執行停止をすべき旨の意見書 が提出されたとき」とあるのは 「とき」と、同法第三十条第三	四 条	、 第 二 十五 条 第七 項 及 び 第 四 十 四 条	から第二十七条まで	から第二十七条まで

		選舉事務			
		合併協議会設置協議についての 投票の事務			
第一項	第二百二十八条第一項	被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）	被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）	賛否	賛否
二号	第二百二十九条第一項	選挙事務	選挙事務	投票の事務	投票の事務
二号	第二百三十二条第一項	選挙長若しくは選挙分会長	選挙長若しくは選挙分会長	選挙長	選挙長
二号	第二百三十五条第一項	指示する	指示する	指示に従い	指示に従い
二号	第二百三十六条第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否又は	賛否又は
二号	第二百三十七条第一項	選挙運動	選挙運動	投票運動	投票運動
二号	第二百三十九条第一項	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号
二号	第二百四十二条第一項	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号
二号	第二百五十五条第一項	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号
一項	第二百五十五条第一項	略称	略称	略称	略称
一項	第二百五十五条第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否	賛否
一項	第二百五十五条第一項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否	賛否

第 二 百 五 五 条 第 十 五 项	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又是一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第 二 百 六 条 第 九 项	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
選 舉	衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙	指定都市における合併協議会設置協議についての投票

第二十一条 法第四条第十四項の規定による投票については、市町村の選挙管理委員会（法第五条第三十二項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合には、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会）は、開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、これを開票管理者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、選挙立会人について準用する。この場合において、同項中「市町村の選挙管理委員会（法第五条第三十二項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合には、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会」とあるのは「市町村の選挙管理委員会」と、「開票区」とに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者」と、「開票区」とに三人とあるのは「三人」と、「開票管理者」とあるのは「選挙長」と読み替えるものとする。

第二十二条 公職選挙法施行令第九条の二、第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、第二十一条（公職選挙法施行令の準用）

二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六条の五から第二十八条まで、

第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（市町村の議会の議員及び長の選舉に関する

部分に限る)及び第二項第三十六条第三十七条第三十九条から第四十四条まで、第四十一条の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条第四項、第四十八条

第四項、第四章の二（第四十八条の三（同条の表第四十九条の五第二項の項、第九十三条第一項の項及び第一百四条の項に係る部分に限る。）並びに第四十九条第二項、第三項及び第六項から第

八項までを除く。）、第四十九条の三、第四章の四（第四十九条の十二第二項、第三項及び第六項、第五項三つに余）、第五十一号（第五頁又は第二頁に余）、第五十一号、第五十二号、第五

から第五項までを除く) 第五十条(第五項及び第七項を除く) 第五十二条(第五十三条第一項(市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)及び第二項から第四

項まで、第五十四条、第五十五条（第六項及び第七項に係る部分を除く。）、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、

同条第四項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び

第七項（二）これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）並びに第八項

から第十五項まで 第六十条 第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、同条第五項（同条第四項に関する部分を除く。）、第六十二条第一項、第六十三条

第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に關する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項、第六十七条

第一項、第二項、第五項及び第六項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に

二項 六条 第五 第十	第一項 六条 第五十	第五项 第六条 第五十	第五项 第六条 第四十	第四项 第一条 第十一	第二条 二項 方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	第二十二条 その抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間
当該選挙の公職の候補者一人の氏名	当該選挙の期日の前日	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは長の任期間(当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間)	書類(当該選挙)	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む)の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対しても	書類(合併協議会設置協議についての投票)	市町村の合併の特例による同条第二項に規定する合併協議会設置協議についての投票(以下「合併協議会設置協議についての投票」という。)の結果が確定するまでの間
賛否	賛否	当該期日の前日	合併協議会設置協議についての投票の期日の確定するまでの間	書類(合併協議会設置協議についての投票)	年法律第五十九号)第四条第十四項の規定による同条第二項に規定する合併協議会設置協議についての投票(以下「合併協議会設置協議についての投票」という。)の結果が確定するまでの間	

「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）」	投票運動	会員	選挙会場	市町村の選挙管理委員会	市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二項において準用する法第八十条の賛成又は反対のそれの投票総数	選挙長	合併協議会設置協議についての投票の結果が確定するまでの間	賛成又は反対のそれの投票数	賛成又は反対のそれの投票数
---------------------------------	------	----	------	-------------	---	-----	------------------------------	---------------	---------------

当該選挙に関する事務を管理する
(公職選挙法)

選挙の一部が無効となつたことにより法第一百九条又は第二百十一条の規定により再選挙が行われるべき

第一項

再選挙

第二十九条 第十三条から第十五条までの規定は、法第五条第十五項の規定による投票の請求について準用する。この場合において、第十三条第一項中「同条第九項」とあるのは「法第五条第九項」と、第十五条中「合併請求市町村」とあるのは「合併協議会設置協議否決市町村」と、「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と読み替えるものとする。

(合併協議会設置協議否決市町村の長による同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容についての通知等)

第三十条 合併協議会設置協議否決市町村の長は、法第五条第十四項又は第十九項の規定による通知を行なう場合は、当該通知に係る同一請求に基づく合併協議会設置協議(同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議をいう。以下同じ。)の内容を選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた選挙管理委員会は、同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容(法第五条第十九項の規定による通知を受けた場合は、同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容及び前条において準用する第十三条第一項の投票実施請求書に記載された請求の内容)を告示し、かつ、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、これを掲示しなければならない。

(同一請求に基づく合併協議会設置協議についての投票の期日)

第三十一条 すべての合併協議会設置協議否決市町村の法第五条第二十一項の規定による投票は、同条第十三項又は第十九項の規定による合併協議会設置協議否決市町村の長の公表があつた日のうち最も遅い日(以下この条において「投票基準日」という。)から四十日以内の同一の期日に行われなければならない。

2 合併協議会設置協議否決市町村の数が一である場合を除き、すべての合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、投票基準日から七日以内に、協議により前項の投票の期日を定め、直ちに、これを合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 前項の場合において、合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会は、投票基準日から七日以内に同項の規定による報告がなかつたときは、速やかに、第一項の投票の期日を定め、これをすべての合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

4 第一項の投票の期日は、少なくともその十日前に告示しなければならない。

(準用)

第三十二条 第十八条から第二十三条までの規定は、法第五条第二十一項の規定による投票について準用する。この場合において、第二十条中「第四条第十四項の規定による同条第二項に規定する合併協議会設置協議」とあるのは「第五条第二十一項の規定による同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議」と、「第四条第十五項前段」とあるのは「第五条第二十二項前段」と、第二十二条中「第四条第十四項の規定による同条第二項に規定する合併協議会設置協議」とあるのは「第五条第二十一項の規定による同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議」と読み替えるものとする。

(同一請求に基づく合併協議会設置協議に関する請求があつた旨の通知)

第三十三条 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併協議会設置協議否決市町村の長から法第五条第十一項後段の規定による報告を受けたとき、又は同項後段の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨を当該都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における法の読み替え)

第三十四条 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における法第五条の規定の適用については、同条第二項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「同一請求関係市町村が属するいづれか一の都道府県の知事」と、同条第三項中「当該

一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「前項の確認をした都道府県の知事(以下「代表都道府県知事」という。)」と、同条第四項、第八項及び第九項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の区域に属さない場合における第二十六条、第二十七条、第三十一条及び第三十三条の規定の適用については、第二十六条第二項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の区域に属さない場合におけるこの政令の読み替え」(すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における第二十六条、第二十七条、第三十一条及び第三十三条の規定の適用については、第二十六条第二項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の区域に属さない場合におけるこの政令の読み替え」とあるのは「代表都道府県知事」とする。

第三十五条 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における第二十六条、第二十七条、第三十一条及び第三十三条の規定の適用については、第二十六条第二項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の区域に属さない場合におけるこの政令の読み替え」(すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における第二十六条、第二十七条、第三十一条及び第三十三条の規定の適用については、第二十六条第二項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の区域に属さない場合におけるこの政令の読み替え」とあるのは「代表都道府県知事」とする。

第三十六条 第三十四条の規定により読み替えて適用する法第五条第三項、第八項、第十一項、第十七項及び第二十三項の規定並びに前条の規定により読み替えて適用する第二十七条第二項及び第四項の規定による同一請求関係市町村が属する都道府県」とあるのは「合併協議会設置協議否決市町村が属する都道府県」とあるのは「代表都道府県知事」とする。(すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における通知等の経由)

第三十七条 第三十四条の規定により読み替えて適用する法第五条第三項、第八項、第十一項、第十九項、第十二項、第十八項及び第二十四項の規定並びに前条の規定により読み替えて適用する第二十六条第三項及び第二十七条第三項の規定並びに前条の規定により読み替えて適用する第二十七条第三項及び第四項の規定による同一請求関係市町村の長又は合併協議会設置協議否決市町村の長から代表都道府県知事に対する報告並びに第三十四条の規定により読み替えて適用する法第五条第四項、第九項、第十二項、第十八項及び第二十四項の規定並びに前条の規定により読み替えて適用する第二十六条第三項及び第二十七条第三項の規定による同一請求関係市町村の長又は合併協議会設置協議否決市町村の長への通知は、当該都道府県の区域に属さない同一請求関係市町村又は合併協議会設置協議否決市町村については、それぞれ当該同一請求関係市町村又は当該合併協議会設置協議否決市町村が属する他の都道府県の知事を経由して行わなければならない。

2 前条の規定により読み替えて適用する第二十二条第二項の規定による合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会から代表都道府県知事の統括する都道府県の選挙管理委員会への報告及び前条の規定により読み替えて適用する第二十二条第二項の規定による代表都道府県知事の統括する都道府県の選挙管理委員会から合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会への通知は、当該都道府県と合併協議会設置協議否決市町村が異なる場合には、当該合併協議会設置協議否決市町村が属する他の都道府県の知事を経由して行わなければならない。

3 前条の規定により読み替えて適用する第二十三条の規定による代表都道府県知事から合併協議会設置協議否決市町村が属する都道府県の選挙管理委員会への通知は、代表都道府県知事の統括する都道府県と合併協議会設置協議否決市町村が属する都道府県が異なる場合には、当該合併協議会設置協議否決市町村が属する都道府県の知事を経由して行わなければならない。

第二章 地方自治法の特例等

(合併市町村において事業所税の特例等)

第三十七条 法第十六条第二項ただし書に規定する政令で定めるところにより算定した人口は、三十万を第一号に規定する人口で除して得た数値に第一号に規定する人口を乗じて得た人口とする。

一 合併関係市町村の人口(市町村の合併が行われた日(以下この号において「合併期日」といいう。)前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による当該合併関係市町村の人口又

四第一項第一号 第一百七十三条の 四第一項第二号	普通地方公共団体の長等（ 普通地方公共団体の長等）	同項
地 方 警 務 官（警察法第五十六条第一項 に規定する地方警務官をいう。以下この 項及び次項各号において同じ。）以外 の普通地方公共団体の長等 普通地方 公共団体から地方自治法第二百四十三 条の二の七第一項の損害賠償する責 任（以下この条において「普通地方公 共団体の長等の損害賠償責任」という こと）の原因となつた行為を行つた日を含 む会計年度において在職中に支給され 又は支給されるべき同法第二百三条の 二第一項若しくは第四項又は第二百四 条第一項若しくは第二項の規定による 給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、 单身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒 冷地手当が支給されている場合には、寒 これらの中の手当を除く。）の会計年度當 たりの額に相当する額として総務省令 で定める方法により算定される額（次 項第一号において「普通地方公共団体 の長等の基準給与年額」という。）に 次に掲げる地方警務官以外の普通地方 公共団体の長等の区分に応じ、それぞ れ次に定める数を乗じて得た額	合併特例区の長等（ 合併特例区の長等）	市町村の合併の特例に関する法律第 四十七条において準用する地方自治 法第二百四十三条の二の七第一項
地 方 警 務 官 国から普通地方公共団体 の長等の損害賠償責任の原因となつた 行為を行つた日を含む会計年度におい て在職中に支給され、又は支給される べき一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号)その他の の法律による給与（扶養手当、住居手 当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤 務等手当又は寒冷地手当が支給され る場合には、これらの手当を除く。） の会計年度当たりの額に相当する額 として総務省令で定める方法により算 定される額（次項第二号において「地 方警務官の基準給与年額」という。） に、次に掲げる地方警務官の区分に応	合併特例区の職員 一	それぞれ次に定める数を乗じて得た

条第二項から第六項まで並びに同法第七十四条の三第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区の選挙管理委員会」と、同法第七十四条の二第十項中「市町村の選挙管理委員会」にとあるのは「市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会に」と、「市町村の選挙管理委員会は」とあるのは「区の選挙管理委員会は」と読み替えるものとする。

附 則 (平成一九年二月二三日政令第二九号) 抄
(施行期日)
第一條 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十三号)に掲げる規定の施行の日(平成十九年三月一日)から施行する。附則第一条

条第二項から第六項まで並びに同法第七十四条の三第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区の選挙管理委員会」と、同法第七十四条の二第十項中「市町村の選挙管理委員会」にとあるのは「市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会に」と、「市町村の選挙管理委員会は」とあるのは「区の選挙管理委員会は」と読み替えるものとする。

附 則 (平成一九年二月二三日政令第二九号) 抄
(施行期日)
第一條 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十三号)に掲げる規定の施行の日(平成十九年三月一日)から施行する。附則第一条

指定都市における請求及び投票についてこの政令の規定を適用する場合には、第一条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区（総合区を含む。以下同じ。）の選挙管理委員会」と、第四条から第八条までの規定（これらの規定を第十四条（第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）、第十三条（第二十九条において準用する場合を含む。）第十四条（第二十九条において準用する場合を含む。）において準用する第十三条（第二十九条において準用する場合を含む。）第一項（同条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第三十二条において準用する場合を含む。）及び第二十七条第二項の規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区の選挙管理委員会」と、第十五条（第二十九条において準用する場合を含む。）第一項（同条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第三十二条において準用する場合を含む。）及び第三十二条において準用する場合を含む。）及び第二十七条第二項の規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区の選挙管理委員会」とする。

第二条 (適用区分) この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定（同令第五十九条の五の三の規定を除く。）、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）の規定及び附則第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

(公表の方法)
第五十三条 法第四条第四項、第八項から第十項まで、第十二項及び第十五項並びに第五条第五項、第八項、第十項、第十一項、第十三項、第十六項、第十九項、第二十項、第二十二項及び第二十五項の規定による公表は、告示及び公衆に見やすいその他の方法により行うものとする。
(合併協議会設置請求書等の様式)
第五十四条 合併協議会設置請求書、代表者証明書、署名簿、署名収集委任状、署名審査録、署名収集証明書、投票実施請求書、投票実施請求代表者証明書、合併協議会設置同一請求書及び同一請求代表者証明書の様式は、総務省令で定める。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年三月一日から施行する。
附 則（平成一九年八月三日政令第二二三五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
附 則（平成二二年三月三一日政令第七一号）
（施行期日）
第一回 これらは、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
第二条 本市町村の合併の特例に関する法律施行令の失効に伴う経過措置又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の十四第四項ただし書、第五条の十五第六項、第五条の二十七第一項及び第四項、第五条の二十九、第五条の三十一第一項、第五条の三十四第二項、第五条の三十九、第十条第二項、第十三条並びに第十五条の規定(以下この条において「旧合併特例法関係規定」という。)に基づく旧市町村の合併の特例に関する法律施行令(昭和四十年政令第五十二号)の規定は、この政令の施行の日以後も、旧合併特例法関係規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

(市町村の合併の特例等に関する法律施行令一部改正に伴う経過措置)
2
（市町村の合併の特例等に関する法律施行令一部改正による改正前）
3
市町村の合併の特例等に関する法律施行令一部改正による改正前（市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。次項において「旧法」という。）第六十一条第二項から第二十八項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律施行令（次項において「旧令」という。）第五十二条から第五十五条まで、第五十八条及び第五十九条の規定は、なおその効力を有する。
改正後附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三条の規定の適用については、旧令第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成十八年一〇月二七日政令第三三七号）抄
施行期日
第一条 本政令は、平成十八年十一月一日から施行する。

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。（施行期日）
（市町村の合併の寺町にに関する去事施設合併の一部改正に半う満島昔置）

（施行期日）
附 則（平成八年二月二二日政令第三六一號）抄

「田村の合併の特例に関する法律施行令」(昭和三〇年六月二日法律第百四十一号)によれば、新令は以下のとおりである。

第三条 第十八条の規定による改正後の市町村の合併に関する法律施行令(以下この条において「新令」という。)第一条第三項並びに第五項(これらの規定を新令第二十九条第一項として準用する場合等と含む。)、第二十三条第三項及び第四項(これらを見定す所で第二十九条第一項として準用する場合等と含む。)。

る改正規定、第一百六十九条の三の改正規定、第二百二十二条第一項の表第二百三十一條の二第三項及び第五項の項の次に一項を加える改正規定、同表第二百三十八条の五第三項及び第五項の項の改正規定、同条第二項の表の改正規定及び第二百二十四条第三項の表の改正規定並びに附則第十六条中地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の五の改正規定、附則第二十条中市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）第十条の六の表第二百三十八条の四第六項の項の次に一項を加える改正規定及び附則第二十二条中市町村の合併の特例等に関する法律施行令第四十四条の表第二百三十八条の四第六項の項の次に一項を加える改正規定は、平成十八年十一月二十四日から施行す

ノ多において準用する場合を含む。）、第十三条第二項及び第四項（これらの方の規定を新令第二十九条において準用する場合を含む。）、第十九条及び第二十条（これらの規定を新令第三十一条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条第五項の規定は、この政令の施行の日以後に新令第一条第二項、第十三条第二項（新令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条规定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに第十八条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）第一条第二項、第十三条第二項（旧令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月二六日政令第四一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年二月六日政令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

(市町村の合併の特例による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(以下この条において「新令」という。)第二条(新令第十四条(新令第二十九条(新令第二十九条において準用する場合を含む。)及び第二十八条(新令第三条第二項(新令第二十九条において準用する場合を含む。)又は第二十七条(新令第二項(新令第二十九条において準用する場合を含む。)及び第二十八条(新令第三条第二項(新令第二十九条において準用する場合を含む。)の規定は、この政令の施行の日以後に新令第一条(新令第二十九条において準用する場合を含む。)又は第二十七条(新令第二項(新令第二十九条において準用する場合を含む。)及び第二十八条(新令第三条第二項(新令第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令(以下この条において「旧令」という。)第一条第二項、第三十三条第二項(旧令第二十九条において準用する場合を含む。)又は第二十七条第四項の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年三月三〇日政令第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十六条の十四及び第五十六条の八十四の改正規定並びに附則第三条の二第一項、第三条の二の二第一項、第四条の五、第十条第四項及び第二十七条の二の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 平成二十六年一月一日

附 則 (平成二五年五月三一日政令第一五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十六条の十四及び第五十六条の八十四の改正規定並びに附則第三条の二第一項、第三条の二の二第一項、第四条の五、第十条第四項及び第二十七条の二の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 平成二十六年一月一日

附 則 (平成二五年五月三一日政令第一五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十六条の十四及び第五十六条の八十四の改正規定並びに附則第三条の二第一項、第三条の二の二第一項、第四条の五、第十条第四項及び第二十七条の二の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 平成二十六年一月一日

附 則 (平成二六年二月五日政令第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第五条 第十五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(以下この条において「新合併特例法施行令」という。)第二十条及び第二十二条の規定(これらの規定を新合併

特例法施行令第三十二条において読み替えて準用する場合を含む。)は、施行日以後にその期日を告示される市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第四条第十四項又は第五条第二十一項の規定による投票(以下この条において「合併協議会設置協議についての投票」という。)に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日を告示された合併協議会設置協議についての投票に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年五月二七日政令第二二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二九年四月七日政令第一三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十五号)及び公職選挙法一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十三号)の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年七月一四日政令第一九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二九年七月一四日政令第一九〇号) 抄

(適用区分)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)附則第一条(新令第二十二条第一項、別表第二及び別表第五の規定を除く。)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第十二条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第二十二条第一項及び第二十二条の規定、附則第七条の規定による改正後の日本憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十二年政令第四十二号)第七条第一項及び第八条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月二四日政令第二九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日政令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和元年六月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日政令第一五号) 抄

(適用区分)

第一条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第十二条第一項及び第二十二条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十二条第一項及び第二十二条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第十九条から第二十二条までの規定並びに附則第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(以下この条において「新合併特例法施行令」という。)第二十条及び第二十二条の規定(これらの規定を新合併

よる改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条から第八条までの規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則（令和元年一月八日政令第一五六号）

（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第三項の規定は、

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 市町村の合併の特例に関する法律（以下この条において「合併特例法」という。）第二条

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二項に規定する合併市町村の監査委員（第三項において「合併市町村の監査委員」という。）

は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に市町村の合併の特例に関する法律施行令第四

十四条の規定により読み替えた合併特例法第四十七条において準用する地方自治法等の一部

を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方自

治法第二百四十二条第一項の規定による請求があつたときは、この政令の施行の日（以下この条

において「施行日」という。）前においても、第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例

に関する法律施行令（以下この条において「新合併特例法施行令」という。）第四十四条の規定

により読み替えられた準用新地方自治法（改正法第五条の規定による改正前の合併特例法（第三

項において「新合併特例法」という。）第四十七条において準用する改正法第一条の規定による

改正後の地方自治法をいう。以下この条において同じ。）第二百四十二条第三項の規定によ

り、当該請求の要旨を合併特例法第二十六条第一項に規定する合併特例区（第三項において「合

併特例区」という。）の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、施行日

において新合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四

十二条第三項の規定によりされたものとみなす。

2 新合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二条

第十項の規定は、施行日以後に同条第三項の規定によりその要旨が通知された同条第一項の規定

による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の

放棄に関する合併特例法第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会（次項において「合併特

例区協議会」という。）の同意及び合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村の議会の議決

を経てする当該合併市町村の長の承認について適用する。

3 合併特例区の長は、新合併特例法第四十七条及び新合併特例法施行令第四十四条の規定により

読み替えられた準用新地方自治法第二百四十三条の二第一項の合併特例区規則の制定について、

合併特例区協議会の同意を得た上で、合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村の議会の議

決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けようとするときは、施行日前においても、合併市

町村の監査委員の意見を聴くことができる。

（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日政令第一〇七号）抄

（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日政令第一〇七号）抄

（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（施行期日）この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 第四条並びに附則第九条及び第十条の規定 令和四年一月四日

附 則（令和三年八月二五日政令第一三七号）

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和四年二月二十四日政令第四六号）抄

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

附 則（令和五年二月一〇日政令第三三三号）抄

（施行期日）この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第一百一号）の施行の日（令和五年二月三日）から施行する。

附 則（令和六年一月一九日政令第一二号）抄

（施行期日）この政令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する合併特例区の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において第十条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令第五十条第一項において準用する旧地方自治法施行令第一百五十八条第一項、第一百五十八条の二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）又は第一百六十五条の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条において「従前の公金事務」という。）を行なっている者（改正法附則第十七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する新地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

附 則（令和六年二月九日政令第二七号）

（施行期日）この政令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する合併特例区の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において準用する旧地方自治法施行令第一百五十八条第一項、第一百五十八条の二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）又は第一百六十五条の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条において「従前の公金事務」という。）を行なっている者（改正法附則第十七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する新地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

附 則（令和六年二月九日政令第二七号）

（施行期日）この政令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二七日政令第六一八三号）抄

（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する合併特例区の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において準用する旧地方自治法施行令第一百五十八条第一項、第一百五十八条の二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）又は第一百六十五条の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条において「従前の公金事務」という。）を行なっている者（改正法附則第十七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する新地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

附 則（令和六年二月九日政令第二七号）

（施行期日）この政令は、令和六年四月一日から施行する。

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二七日政令第六一八三号）抄

（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二七